

添付法令資料 3 :

人民バルク食用油プログラムのガバナンスに関する 2022 年 5 月 23 日付
インドネシア共和国商業大臣規則 No. 33 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 人民バルク食用油プログラム (第 2 条ないし第 4 条)
- 第 3 章 CPO (パーム原油) 生産者、食用油生産者、PUJLE (物流及び小売サー
ビス事業者) 及び小売業者の登録、決定及び検証
 - 第 1 節 登録 (第 5 条及び第 6 条)
 - 第 2 節 検証及び決定 (第 7 条)
- 第 4 章 バルク食用油供給の枠組みにおけるパーム原油 (CPO) の取引規則
 - 第 1 節 パーム原油 (CPO) の需要計画 (第 8 条)
 - 第 2 節 パーム原油 (CPO) の実施及び流通 (第 9 条ないし第 11 条)
 - 第 3 節 パーム原油 (CPO) の国内販売義務の履行確認 (第 12 条)
- 第 5 章 人民バルク食用油プログラムの枠組みにおける食用油の取引規則
 - 第 1 節 バルク食用油の需要計画 (第 13 条)
 - 第 2 節 食用油の国内販売義務の履行確認 (第 14 条ないし第 17 条)
- 第 6 章 バルク食用油の流通実績の監視、評価及び報告 (第 18 条ないし第 20 条)
- 第 7 章 監督及び処分 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 8 章 終則 (第 23 条)